特定施設入居者生活介護等運営規程

エクセルシオール千葉

(事業の目的及び運営の方針)

第1条

この規程は、介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護(以下、「指定特定施設等)という。)の運営に当たって、特定施設入居者生活介護利用契約(以下「利用契約」という。)第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とします。

- 1 指定特定施設等は、利用者(指定特定施設等の利用契約者をいう、以下同じ。)に対し、利用契約書第 4 条 ならびに第 5 条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を 営むことができるよう提供します。
- 2 ホームが提供する指定特定施設等のサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。
- 4 サービスの提供は、個別の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画(以下、「指定特定施設等サービス計画」という。をいう、以下同じ。)を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第2条

指定特定施設等に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は添付の「重要事項説明書」の「サービスの内容」と「職員体制」に示します。介護職の職務内容は管理規定の別表「介護サービス等の一覧表」にも示されています。

(入居定員及び居室数)

第3条

入居定員・居室数は63室とします。

(指定特定施設等のサービス内容及びその他の費用の額)

第4条

指定特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は管理規定の別表「介護サービス等の一覧表」に示します。

指定特定施設等の利用料、その他利用者が負担する費用の額は「要介護認定等に伴う確認書」に示します。

(介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第5条

利用者が居室を変更する場合の条件及び手続については、利用契約第6条の規定に従うとともに、以下に従って行います。

① 一時介護室で介護等を行う場合

利用者が一時的に介護等が必要になったとき、一時介護室における介護がより適切であると指定特定施設等が判断した場合は、介護基準に従い、担当医師の意見を聴き、本人の意思を確認のうえ、一時介護室において介護させていただきます。

② 居室の住み替えの場合

一般居室から介護居室、一時介護室から介護居室、又は、介護居室から介護居室へ等居室の移り住み又は住み替えが必要となった場合には、利用契約第6条の規定に従い、医師の意見を聴く他、概ね3カ月の観察期間を設けたうえ、変更先の居室の概況、提供サービスの内容、権利の変更、費用負担の増減等について本人に説明し本人の同意を得て、住み替えていただくことがあります。本人の同意を得るとともに、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとします。

(ホームの利用に当たっての留意事項)

第6条

ホームの利用に当たっては、当該有料老人ホームの管理規程の内「居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従って対応していただきます。

(緊急時等における対応)

第7条

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。

(非常災害対策)

第8条

- 1 非常災害が発生した場合、「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。
- 2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - 一虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に 周知する。
 - 二虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。
 - 四前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 従業者は、高齢者虐待防止法を順守し、入居者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、入居者等の保護と ともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関及び区市町村に通報する。

(その他運営に関する重要な事項)

第10条

- 1 その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。
- 2 この規定に定める事項の他に、指定特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
- 3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。